

〔定期積金〕

項 目	内 容
1.商品名	定期積金
2.販売対象	制限ありません。
3.期間	6 ヶ月以上 5 年以下（1 ヶ月単位） ※自動継続のお取り扱いはできません。
4.受け入れ (1)受入方法	契約期間内で次の方式により掛金を毎月分割して受け入れます。 ①定額方式 : 初回から最終回まで一定金額を積み立てていただきます。 ②最終回調整方式 : 最終回のみ異なる金額（調整金額）とし、最終回以外は毎月一定金額を積み立てていただきます。 ③初回調整方式 : 初回のみ異なる金額（調整金額）とし、初回以外は毎月一定金額を積み立てていただきます。
(2)受入金額	①定額方式 : 毎月の掛金 1,000 円以上 ②最終回調整方式 : 給付契約額 10,000 円以上、10,000 円単位 ③初回調整方式 : 給付契約額 10,000 円以上、10,000 円単位
(3)受入単位	1 円単位
5.払戻（支払）方法	満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。
6.給付補填金 (1)適用利回り	契約時の契約期間別利回り（3 年未満、3 年以上）を満期日まで適用します（固定金利・確定利回り）。
(2)支払頻度	満期日以後に一括してお支払いします。
(3)計算方法	掛金残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、契約期間における掛金残高積数に対し 1 年を 365 日とした計算により算出します。
(4)課税方法	給付補填金の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 なお、法人の場合は地方税は課税されません。
(5)金利情報の入手方法	金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	不要です。
8.付加できる特約事項	普通預金・当座預金からの自動振替による受け入れができます。
9.重要事項について	①定期積金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） ②定期積金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
10.その他参考となる事項	①毎月の積立が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または証書記載の利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ②掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回りに準じて計算します。ただしこの場合、先払日数 90 日以上のものに限ります。 ③満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ④定期積金および定期積金証書は、譲渡または質入れすることはできません。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772